

唐西州馬寺小攷

——八世紀後半の一尼寺の寺院經濟をめぐって——

町田隆吉

一 はじめに——アスターナ五〇六号墓出土文書について——

『吐魯番出土文書』第十冊（国家文物局古文献研究室・新疆維吾爾自治區博物館・武漢大學歷史系編、文物出版社、一九九一年。以下、『文書』第十冊と略す）は、アスターナ五〇六号墓^①出土の唐代の文書を収録している。本書の本文三三五頁のすべてが、同一墓より出土した文書のみから成り立っているというのは、他に類例のないほど夥しい量の文書が、当該墓より発見されたことを意味している。そのうち紀年のある文書は、唐玄宗・開元一八年（七三〇年）から代宗・大曆七年（七七二年）にわたっている。墓誌や随葬衣物疏は発見されなかったが、同墓より出土した天寶一〇載（七五一年）の紀年のある告身の写し（七三TAM五〇六：〇五／一）、大曆四年（七六九年）の買陰宅地契（七三TAM五〇六：〇五／二（a））及び大曆七年（七七二年）馬寺尼法慈為父張无価身死請給墓夫賻贈事牒（七三TAM五〇六：〇七）から、墓主は張无（無）価であることが知られる。『文書』第十冊に付された解説によれば、同墓出土の文書は出土状況から以下のように四分される。すなわち、

- 1 墓主の張无価に直接かかわる文書（三点、うち二点は張无価の衣類の内から出土）
- 2 死者の葬具である紙棺から得られた文書（五六点）

3 死者が身につけていた紙靴から得られた文書（三五五点）

4 墓室・墓道の土中に散乱していた文書（五五五点）

で、右に述べた多量の文書出土の背景には、他に例を見ない紙をはりあわせて作った棺が存在したことによる。

発掘報告によれば、張无価を墓主とするアスターナ五〇六号墓は、麴氏高昌国時代に中央官制で高位を占めた中央豪族である張氏の塋域に属している。⁽²⁾ その位置は張塋の南東の端にあり、張氏の世系では最も新しいところに墳墓が築かれているようである。⁽³⁾ とはいえ、現在のところ、張无価が具体的に張氏の世系のどこに位置付けられるかは明らかではない。『文書』第九冊（文物出版社、一九九〇年）所収の唐西州天山県申西州戸曹状為張无瑒請往北庭請兄禄事（七三TAM五〇九：八／五（a））から知り得るかぎりでは、張无価には張无瑒という弟が存在したことは確かである。また、先にあげた大曆七年（七二二年）馬寺尼法慈為父張无価身死請給墓夫賻贈事牒は、張无価の娘で出家して馬寺に常住する、法名を法慈という尼が大曆七年六月に出した牒の草稿で、これから少なくとも娘が一人存在したことは確認される。その内容は、父の張无価が亡くなったので、式に准じて墓夫と賻贈を給付してほしいと願い出たものである。なお、家が貧しく身寄りもないので、自分が馬寺に引き取ってとむらうというその文面から、この時点で張无価の葬送を宰領できた身近な肉親としては、娘で馬寺の尼であった法慈だけだったようである。

ところで、法慈は父の張无価を葬るに際して、彼女が常住する馬寺に伝わり不要になっていた紙の文書を再利用して、張无価の遺体がいっていた紙靴や遺体を蓋う紙棺を作っていたようである。紙棺の部分には、整理者によって「天宝一三―一四載交河郡長行坊支貯馬料文卷」と表題がつけられた大量の官文書（破棄された官文書）もあるが、それ以外にも八世紀の半ばから後半にかけての馬寺という尼寺の経済状況にかかわる文書も少なからず含まれている。これらの文書は、貞元六年（七九〇年）に庭州が吐蕃によって占領され、西州も貞元八年（七九二年）には陥落してしまうことをふまえると、唐による西州支配末期の寺院経済の様相をつたえる貴重な史料といつてよいであろう。本稿では、これらの文書をとおして、この時期、寺院の

土地経営がどのようにおこなわれ、またどのような経済活動が営まれていたかを具体的に明らかにすることを中心にすえて、この時代の社会の実態にいささかなりとも迫ってみたいと考える。⁽⁴⁾

二 馬寺小史

まず吐魯番出土文書の中から馬寺に関する記録の現れる文書を捜し出してみると、管見の限り麴氏高昌国時代の次のような事例があげられる（冒頭の数字は行数、以下、同じ）。

a 高昌付思相等粗細糧用帳（一）

8 …… 麴二斗、付安和、供馬寺中、……

（六九TKM三三：一／九（b）、一／八（b）、『文書』第二冊、二九六頁、一九八一年所収）

b 高昌崇保等伝寺院使人供奉客使文書（一）

1 …… 次日、陰阿保伝、

2 馬寺使人、伍塔使人、供卑失地婆護使。……

（六九TAM一二三：三／二、『文書』第三冊、三二八頁、一九八一年所収）

c 高昌延寿某年勘合行馬亭馬表啓

（七）

6 …… □ 崇馬寺 □

（六八TAM九九：五／二（a）、『文書』第四冊、補五七頁、一九八三年所収）

（九）

(六八TAM九九：五／八(a))、『文書』第四冊、補五九頁、一九八三年所収)

a・bが出土したカラホージャ三三号墓及びアスターナ一二二号墓は、ともに墓表も随葬衣物疏も発見されておらず、紀年文書もない。『文書』の整理者は、墓葬形式と出土した文物から、いずれも麴氏高昌国時代のものとして推測しており、またカラホージャ三三号墓については同墓出土の文書に見える人名から、延昌二七年(五八七年)以後の墓と推測している。このうちaからは、恒常的であったか否かは詳らかではないが、馬寺が国家から麴二斗を供給されていたことが知られ、また、文書の様式から明らかに麴氏高昌国時代の官文書と考えられるbから、馬寺には使人と呼ばれる隷属民が存在したことが知られる。

一方、cは、その(一三)に「延寿」(六八TAM九九：五／一三(a))の紀年があり、麴氏高昌国の延寿年間(六二四—四〇年)の文書であることが知られ、国家から馬の飼養が課せられていたことがわかる。すなわち、これらの記載から、馬寺は少なくとも麴氏高昌国時代の後半には、その存在が確認されることになろう。換言すれば、馬寺の起源は貞観一四年(六四〇年)の唐の征服に先立つ麴氏高昌国時代ということになり、この時期に頻繁に建立された、いわゆる氏寺の類、すなわち馬氏によって建立された寺院とみなしてよいように思われる。⁵⁾仮にそうであるとすれば、馬寺は、麴氏高昌国時代から唐・西州時代にかけて存続しえた数少ない寺院の事例ということになろう。とはいえ、麴氏高昌国時代の馬寺が、唐による征服からさらに百年以上を経た八世紀中葉以降の前庭県(もとの高昌県)の馬寺に直接つながる確証を今のところ見いだせないことも事実であり、したがってその建立の当初から尼寺であったか否かという点も実のところ定かではない。ここでは、ひとまず馬寺は麴氏高昌国時代から唐・西州時代にかけて存続した寺院であると理解し稿を進めたい。

ところで、アスターナ五〇六号墓出土の馬寺関係文書は、張无価の紙棺の底部及び紙靴から析出された八世紀後半のものに限られている。このうち、唐馬寺租地帳(七三TAM五〇六：五／六(a))・唐馬寺田畝帳(七三TAM五〇六：五／二(b))によれば、「上座尼法慈」「寺主尼」「都維那尼」と見えており、馬寺もまた『唐六典』卷四尚書礼部に「每寺上座一人、寺主

一人、都維那一人、共綱統衆事」と規定されているとおりに三綱が置かれていたことが知られる⁽⁶⁾。但し、上座以外は「寺主尼」「都維那尼」の部分には法名が記されていないため、その存在の有無を含めて実態については明らかではない。残された文書に見える馬寺の尼の法名で明らかなのは、唐大曆三年（七六八年）十月廿四日僧法英佃菜園契（七三TAM五〇六：〇四／一）に「地主馬寺尼淨信年冊」「地主尼上坐（座）法慈年冊四」と見え、また唐某人拳貸契（七三TAM五〇六：〇四／二八）に「馬寺尼什念」と見えている淨信・法慈・什念の三名のみである。今のところ、これ以外に法名は見いださず、したがって八世紀後半の馬寺を構成する尼の数をすることはできない。これに対して、馬寺の土地経営にかかわる文書は数多く見いだすことができる。次にこれらの文書を整理してみたい。

三 馬寺関係文書の整理

『文書』第十冊に収められた文書のうち、馬寺関係文書（断片及び推量されるものを含む）は、次の二五点である。内容・様式の類似点に注目してひとまず分類すると、次のようになる（以下、文書番号を記すとき墳墓番号は省略。頁数は『文書』第十冊のもの。なお、編者が某寺と表題を付している場合でも、筆者が馬寺と判断した文書を含む）。

①馬寺常住田収租・糧食什物関係帳簿（いずれも断片）

ア 唐大曆五年（七七〇年）後前庭馬寺常住田収租帳 五／二（a） 二五八頁

イ 唐大曆五年（七七〇年）後糧食帳 五／三 二五九頁

ウ 唐大曆五年（七七〇年）後糧食什物残帳 五／四 二六〇頁

エ 唐大曆年間（七六六～七七九年）馬寺残文書 〇四／三一―七 三〇〇頁

オ 唐前庭馬寺残文書 五／五 二六一頁

②馬寺租田關係帳簿

- カ 唐馬寺租地帳 五／六 (a) 二六二～三頁
- キ 唐馬寺田畝帳 五／二 (b) 二六四頁
- ク 唐園田帳 五／七 二六五頁
- ケ 唐田畝・佃人名簿 五／八 (a) 二六六頁
- コ 唐佃人入租帳 (一) 五／九 (a) 二六七頁
(背面に文字あるも判読不能、中段に「廿一畝部田」と残存)
- サ 唐佃人入租帳 (二) 五／一〇 二六八～九頁

③馬寺出納關係帳簿

- シ 唐出納糧物帳 五／六 (b) 二七〇～一頁
- ス 唐青麥出納帳 五／八 (b) 二七二頁
- セ 唐糧食帳 五／一 (a) 二七三頁 (背面なし)

④馬寺出租破用帳

- ソ 唐大曆六年 (七七一年) 某寺^(馬)田園出租及租糧破用帳 〇四／一三 二九六～八頁

⑤馬寺契約文書關係 (租佃、売買など)

- タ 唐天宝七載 (七四八年) 楊雅俗与某寺^(馬)互佃田地契 〇四／二 二七五～六頁
- チ 唐大曆三年 (七六八年) 僧法英佃菜園契 〇四／一 二九二～三頁
- ツ 唐孫玄參租菜園契 〇四／五 (a) 三〇一～二頁
(背面、唐天宝某載□仙牒為本錢出舉事、〇四／五 (b) 二八三頁)

テ 唐趙拂昏租田契 ○四／一五 (a) 三〇五～六頁

(背面、唐某人書札殘稿、○四／一五 (b) 三二六～七頁)

ト 唐鄧光^(實)□佃田契 ○四／一一 三〇七～八頁

ナ 唐鄧光實^(實)轉租田契 ○四／四 三〇九～一〇頁

ニ 唐馬寺尼訴令狐虔感積欠地子辭稿 ○四／八 二九四頁

又 唐大曆四年 (七六九年) 後馬寺請常住田改租別人狀 ○四／一二 (a) 二九五頁

(背面、唐某人祭弟文、○四／一二 (b) 三二四～五頁)

ネ 唐某人拳貸契 ○四／二八 三一四頁

ノ 唐上元二年 (七六一) 馬寺尼法^(慈?)□買牛契 ○四／一七 二九〇～一頁

このうち馬寺に直接関係する内容をもち表裏をなしている文書は、アとキ、カとシ、ケとスの三点である(以下、馬寺関係文書を示すときは記号で表記)。それ以外にも両面とも記載されている文書はあるが、又などのようにその一方は馬寺に関するものではない。これらについて内容をふまえて考えてみると、ツの場合は背面の官文書が廃棄された後に契約文書として再利用されたのではないかと推測されるし、テは契約文書が不要になって背面が手紙の下書きとして再利用された部分が残っている。なお、又の場合、いずれが先に書かれたのか判別する手掛かりはない。あるいは大曆四年の紀年文書が先で、そのうち祭文の下書きがなされたのかもしれない。

ここでは仮に四分類してみたが、①は断片が多いので、ひとまず小稿での考察の対象から除くことにしたい。また⑤のネ・ノを除く八点が租佃契約にかかわり、②及び④と直接に結び付いている。なお、③と④の一部分には馬寺の穀物支出にかかわる内容が見られ寺院の消費生活の一端を看取することができる。それでは次に馬寺の土地経営に関する文書から検討していきたい。

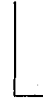
四 馬寺の土地経営

1 寺田の実態

馬寺が寺田としてどの程度の規模の耕地を保有し、それらをどのように経営していたかという点については、ソに詳しい。やや長いが、その全文を移録しておきたい。

ソ 唐大曆六年（七七一年）^(馬)某寺田園出租及租糧破用帳

1  状上

2  從大曆五年正月一日至大曆六年七月十六日以前、管常部田總陸拾畝陸拾步。

3 壹拾捌畝陸拾步出租並常 ^(田)

4 樊渠地六畝、^{別麥粟各六斗。}計柒碩貳斗。^{麥粟各半}

王居隨

5 杜渠菜園一畝八十步、得麥粟肆碩。^{麥粟各半}

傳元相

6 張渠地半畝、麥粟陸斗。^{各半}王德實

7 ^{單秋}樊渠四畝、^{別四斗}計粟壹碩陸斗。王居遂

8 石宕渠一畝一百步、得床壹碩壹斗。崇福寺

9 酒泉城地五畝、租得粟伍碩。劉客

10 冊二畝常部田空荒不種。^{內一畝常田、冊一畝部田。}

11 高寧城一畝常田 左部十畝 九畝胡虜渠 九畝棗樹渠

12 ^(九畝) 不識 二畝白渠不識 二畝申石渠

13 以前共租 ^(青) 粟 總 壹拾玖碩 伍斗

14 ^(伍碩玖) 斗青麦 壹拾參碩陸斗 粟

15 伍碩 ^(斗) 粟 破用

16 肆碩 斗麦 壹碩一斗粟 「捌斗粟買寺門関」 (抹消部分)

17 青麦參碩出糶用造資縲 粟壹碩壹斗貼七月十五日造盆

18 粟伍斗用雇車般酒泉粟伍碩入州 「粟捌斗買寺門関」 (抹消部分)

19 壹拾肆 肆 碩 肆 斗 粟 麦 見 在

「後 缺」

これから唐・大曆六年(七七一年)の時点で馬寺の保有する寺田(耕地)は、常田・部田あわせて六〇畝六〇歩であったことが知られる。そのうち一八畝六〇歩の常田が小作に出されており、残りの四二畝もの耕地(常田一畝、部田四一畝)は、その理由を詳らかにしえないが、「空荒不種(荒れはてて植え付けられていない)」とされている。なかには「不識(識らず)」と記されているように、馬寺が掌握しえていない耕地も存在している。ここで注目される点は、自己の保有する耕地を馬寺自らは一切耕作していないことである。このことはこの時点で馬寺は農業生産にかかわる労働力を保有していなかったことを示しているといつてよいであろう(後述)。次に馬寺が保有する寺田について、その内容をふまえて、その他の文書から確認できるものを補いつつ整理しておきたい。

表1 馬寺保有寺田一覽

所在(渠名など)	寺田の種類・広さなど	出典
樊渠	「二畝」	ケ(ただしケには二段分の記述あり)
	常田六畝	ソ(大曆六年)
	常田四畝(単秋)	ソ(大曆六年)
杜渠	菜園(常田)一畝八〇歩	カ、ク(広さ不明)、ソ(大曆六年)
	「杜渠地半(畝)」	キ
張渠	常田半畝	ソ(大曆六年)
石宕渠	常田一畝一〇〇歩	キ・ク・コ(広さ不明)、ソ(大曆六年)
酒泉城	常田五畝	キ、ソ(大曆六年)
高寧城	常田一畝	キ(「単秋地壹畝」、ソ(大曆六年))
	(二畝半以上?)	ニ(大曆二・三年地子)
	「常住分地一畝半」	ヌ(大曆四年後)
左部(渠)	部田一〇畝	ソ(大曆六年)
胡虜渠	部田九畝	ソ(大曆六年)
棗樹渠	部田九畝	ソ(大曆六年)
□□渠	部田九畝	ソ(大曆六年)
白渠	部田二畝	ソ(大曆六年)
申石渠	部田二畝	ソ(大曆六年)

このうち高寧城以下の寺田の経営は、ソから明らかなように大暦六年の時点では放棄されてしまっている。とくに高寧城に保有する寺田は大暦二・三年から六年にかけての間に租佃人の租佃未払いの結果、その徴収が不可能になり、放棄されてしまったようである（後述）。このほかに、馬寺は、南平城にも三畝の寺田を保有していたが、これは天宝七載（七四八年）に楊雅俗との間で彼が樊渠に保有する四畝の常田と相互に租佃する形式で交換している。その際の契約文書は次のとおりである。

夕 唐天宝七載（七四八年）楊雅俗与某寺互佃田地契

- 1 渠口分常田一段肆畝（楊俗、樊）
南東北西
- 2 平城南地一段参（馬寺、南）
南東北西
- 3 （天寶）七載十二月十三日、楊俗寄住
- 4 南平、要前件寺地營種、今將郡
- 5 城樊渠口分地、彼此逐（便佃）種。縁
- 6 田地税及有雜科税、仰（佃地者）
- 7 各自知当。如已後不願佃地者、
- 8 彼此収本地。契有兩本、各執一
- 9 本為記。
- 10 地主楊雅俗載廿四（画指）
- 11 保人兄處俗載廿□（画指）
- 12 保人高澄載廿一（画指）

これによれば、南平城に寄住していた楊雅俗は常田四畝を高昌県に保有しており、他方、高昌県に存在した馬寺は南平城に三畝の耕地を保有していたので、相互に交換して耕作することを契約したのである。期限は双方が希望しなくなるまでという

ことで、この間の国家への税はそれぞれが負担することになっている。なお、ここに見える楊雅俗は、唐西州道俗合作梯蹬及鐘記（七三TAM五〇九：八／二（b）、『文書』第九冊、一三七～九頁）の中に、馬寺の尼の法慈の父親である「郷官折衝張无価」とともにその名が記されており、この二人を含む十二人は「道門領袖、助施虔誠（仏門の指導者で、助けて施しを行い、慎み深く誠実である）」と見え、地方の有力者であったことがうかがえる。なお、この時に楊雅俗と互佃した樊渠の常田四畝は、解約されぬまま右にあげたソの大曆六年文書の「単秋 樊渠四畝」に及んでいるのかもしれない。このように馬寺は、その存在する前庭県（もとの高昌県）周辺からはなれた酒泉城・高寧城・南平城といった遠方にも寺田を保有していたことが明らかである。⁹⁾このような遠方にある寺田の経営に種々の困難や負担がつきまとうことについては、たとえばそれらの耕地からの租佃を収集する際の運搬のための費用が地主である馬寺の負担になっていることから明らかである。このことについて、たとえばソの18行めに「粟伍斛、用いて車を雇いて酒泉の粟伍碩を（西）州に入れる」とあるのがそれであり、この場合、馬寺は租佃の一割にあたる額を運搬料として出費している。

2 租佃契約

馬寺がその保有する寺田のすべてを租佃形式（小作に出すという形式）で経営していたことについては、すでに見てきたとおりである。ここでは、租佃契について具体的に検討してみたい。まず、馬寺関係文書に見える馬寺の租佃人を整理すれば、次のようになる。

表2 馬寺租佃人一覧

寺田の所在		租佃人名（地目など）	出典
樊渠	劉□「二畝」	ケ	ソ（大曆六年）
	王居隨（常田六畝）		

杜渠	王居遂(隨) (常田四畝)	ソ (大曆六年)
	傅元相(菜園一畝八〇步)	ソ (大曆六年)
張渠	王德實(王實) (半(畝))	キ
	王德實(常田半畝)	ソ (大曆六年)
石宕渠	崇福寺(常田一畝一〇〇步)	キ・コ、ソ (大曆六年)
酒泉城	劉客(常田五畝)	ソ (大曆六年)
高寧城	僧□□(單秋地壹(畝))	キ
	令狐虔感(二畝半以上?)	ニ (大曆二・三年地子)
	左寺僧□□(常住分地一畝半)	ヌ (大曆四年後)
南平城	楊雅俗(三畝)	タ (天寶七載、互佃契)
不明	翟□	コ
	楊千乘	サ
	僧・法英(菜園)	チ (大曆三年)
	孫玄參(菜園一畝)	ツ
	趙拂(揆)昏(二畝)	テ
	鄧光實	ト・ナ

表2から馬寺の租佃人(小作人)について重複を避けて数えると、十五人と一寺ということになる。この中には俗人ばかりでなく寺院や僧侶までもが含まれており、ともに馬寺の耕地を租佃していたことがわかる。それでは馬寺の寺田に対する租佃

契とはどのようなものであろうか。現存する馬寺の寺田に関する租佃契の中で、もっとも長文といわれる次のような契約文書から紹介してみたい。¹⁰⁾

チ 唐大曆三年（七六八年）僧法英佃菜園契

1 馬寺園一區^(畝)（下殘）

^(英從馬寺徒衆邊)

2 大曆三年十月廿四日、僧法

3 取上件園佃種、其園限參年佃種。每年租佃准麥

4 壹畝貳碩伍斛、粟參碩。其麥粟^(直)至時熟、仰^(法)

5 英依數送納。其田稅仰佃人自知。園內起三月^(二月)

6 送多少菜、至十五日已後、并生菜供壹拾束、壹^(支)

7 如修理墻壁不如法、送菜闕少、不在^(其)斛

8 斛、並須依^(限)送付。如違限、任掣奪衣資雜物、平充

9 斛斛直、并^(租)別人。仍限參年佃種。如修理^(送)疏如法、

10 斛斛不闕、徒衆不得中途改悔。其葑兩畦、壹畦佃

11 人收、余壹畦分為參分、兩分入寺家、一分^(佃人)

12 一日更不得侵損、其冬藏蔓^(菁)北壁壹畦入寺

13 家。如收菜之時、有不如法、仰佃人^(以)菜充替。其有^(好)

14 官科稅諸雜、一仰佃人知當、不忤寺^(干)事。仍下葱子壹斛、

15 其子寺家出陸勝^(升)、佃人出肆勝、人功仰佃人^(自知)。葱內所種芥、

16 寺家取壹伯束。契有兩本、各執一本。其園內所種瓜、每日与寺

17 壹拾顆。両家平和、画指為記。地主

18 地主馬寺尼淨信年冊

王附

19 地主尼上坐法慈年卅四

ここには、三年間という期限で、菜園（一畝？）が僧の法英に貸し出されている。一年ごとの租価（小作料）は麦二石五斗・粟三石で、収穫期に支払われることになっており、租価後払い方式である。土地税やその他の公課は租佃人負担とされ、また期限までに租価が支払われないなど租佃人がわの契約不履行の場合には、「衣資雑物を撃き奪いて、平して斛斗の直にし、并せて別人に（租するに）任す」とあって動産の差押文言が付されており、租佃人の方が弱い立場にあるように見てとれる。さらに三月一日以後は生野菜（十五日以後は十束）を馬寺に供給することや、菘（にら）を2/3畦分、冬には蔓菁（かぶ）を納めることが義務づけられている。葱（ねぎ）一斗の播種にあたっては、その種子の六升を馬寺が、四升を租佃人が負担し、さらに労働力は租佃人が出すことになっている。そのほか葱の間に植え付けられた芥（からしな）百束を、瓜については毎日一〇個を馬寺は供与されることになっている。この契約文書を取り上げた池田温氏は、11行めの□□に「法英」の二字をあてはめられ、二畦の菘は、一畦分は租佃人が、他の一畦の部分は三分して二分を「寺家」||馬寺が、一分を法英がとった解され、この菜園は租佃人の法英からさらに別の人間に又貸しされていると考えられた。そうしてこれらの契約文書を根拠に、当該時期のトゥルファン盆地社会の階層分化の進行と小作の二重構造を示唆されたのである。

ところで池田氏が「法英」の二字をあてはめられた部分であるが、あるいは「佃人」の二字をあてはめる方がふさわしいかもしれない。確かに池田氏が考えられたように菘の収穫の分配を記述する同一部分で、二度も「佃人」の文字が使用されるはずがなく、したがって「法英」以外をあてはまらないともいえよう。しかしながら、そのように理解してしまうと、次に紹介するツの租菜園契でも、租佃人の「孫玄参」とその言い換えである「佃人」とが同一契約文書内に併記されているわけであ

り、池田氏のように「法英」と「佃人」を別人と解すると、この場合も「孫玄参」と「佃人」とは別人を意味することになり、又貸しが行われていたことになってしまふであろう。したがって右のチの佃菜園契もそのまま素直に理解するとすれば、僧の法英が馬寺の菜園を借りていることにかかわる内容ばかりであって、ここからは又貸ししていたことは認められないと考えてよいのではないだろうか。ただし、法英は僧であり、戒律面からいって僧自らが耕作するという可能性は小さかったと思われるから、結果的にはいずれかに出租するか、雇傭労働により耕作するかしていたであろう。

ところで、この菜園で植え付けられるべき野菜類、いかえれば馬寺に供給されるべき野菜類が、あらかじめこの契約文書の中に明記されていることは注目される。このことは、菜園の実質的な経営に馬寺自体が関与していたことを示すものと理解される。一般に租佃した土地で何を植え付けるのかという計画においては、租佃人の意志に任せられていたといつてよい。ところが、この菜園のように、植え付け作物（野菜類）の馬寺への納入が具体的に明記されている事實は、その経営に馬寺の意向が強く反映しているとみなしてよいようである。ちなみに、葱の種子の購入については、シの唐出納糧物帳の4行めにも「□入銭二千八百文、買葱念子」とあり、その左傍に「菌内種念一畦」と見えているのと符合している。おそらく馬寺は穀物を売って銭に変え、葱の種子を買い、それを園内に植え付けさせていたものと思われる。

次に紹介するツは、チと同様に孫玄参が馬寺の菜園一畝を租佃した際の契約文書である。

ツ 唐孫玄参租菜園契

1 馬寺菜園壹畝、東賈敏、西斯越麻□、南道、北王望。

2 □孫玄参於馬□寺徒衆邊、租取

3 □青麦拾斛、粟拾斛。如取麦・粟

4 □家資車牛雜物、平充麦直。□

5 □拾束与寺家。秋菜一畦從南□

6 □ 入孫、一分与寺家。収秋与介壹伯東、毎日

7 □ 一畦子、仰寺知当。其園税子、両家共知。

8 □ ^(為)限。如限未滿、改租別人者、罰錢參拾阡入孫。

9 □ 園内修理疏菜不如法、任改租別人。如園内

10 □ 水罰、仰佃人。諸渠雜役、仰佃人。両主和同立此契□

11 □ 本、各執一本為記。

12 □ 園主

この場合の租価の額は青麦・粟の各一〇斛を除いては明らかではないが、その種類は麦と粟である。また、「もし麦・粟を取るも□□□ならば、家資・車牛・雑物(をとって)、平して麦の直に充てる」という差押文言を含んでおり、チと同様に租佃人のがわを規制している。また、租佃人は秋菜や芥など馬寺への野菜の供給も義務づけられている。ここでも「□一畦の子(たね)は、寺に仰せて知当せしむ」とあるように、何らかの種子の負担が馬寺のがわにあった。また「其の園の税子は、両家共に知す」とあり、国家に対する租税負担にいたっては孫玄参と馬寺の両者で行うことが定められ、これはチとは大きく異なる部分であろう。くわえて渠(水路)の補修をはじめ水路や用水にかかわる一切の負担は、租佃人である孫玄参にかかることになっている。先に上げたチと比較したとき、全般的に地主である馬寺の方がいささか妥協しているようにも見える。このような差異は、租価や菜園から収穫される野菜類の馬寺への納入量や契約年限などと、かかわっているものと思われる。次にあげる租田契は、これまでの菜園のものとは異なり、一般の耕地にかかわるものである。

テ 唐趙拂昏租田契

〔前 缺〕

1 □ 趙拂昏租取馬寺前件地来年

2 佃種。畝別准青麦畝捌斗、粟畝別玖斗、計麦壹

3 碩陸斗、粟計壹碩捌斗。其官税子仰撥昏輸納□

4 □家事。准往例、渠破水(謫)樋仰佃人。如下子之(目)□

5 (不得)□田佃者、仰寺家別處与上替。其麦伍月(内)□

6 (粟)□月内付淨好者。両家平和、画指為記。

7 田主 馬寺尼

8 保人

9 保人

これは趙拂昏がその翌年に馬寺より寺田を借りようとして作られたものである。租価は一畝当たり青麦八斗・粟九斗、合計で青麦一石六斗・粟一石八斗を払うとあるから、この租佃面積は二畝であったことがわかる。また「其麦伍月□、□月内付淨好者」とあるように租価は後払いであった。くわえて国家への租税負担、渠の補修などの負担は、すべて趙拂昏のがわにかかっていたことが知られ、どちらかという地主である馬寺優位の契約であるように見える。

次にあげるトとナの契約文書は、鄧光實にかかわる一連の租佃契である。

ト 唐鄧光(實)□佃田契

1 (東道 西佛)□堂 南壕 北道

2 □□為無□□

3 □四年営種、春□還

4 □壹斗、其麦粟立契□付

5 □不還、即□掣□

6 □ 麦粟直。春秋税子並仰

7 □ 事、租渠□役、寺家不知。

8 □ 先悔者、罰錢貳伯文

9 □ 章、画指為□

10 □ 寺

11 □ 地人鄧光□年□

12 保人妻張年廿伍

まずトは鄧光實が馬寺から寺田を借りたという内容である。この寺田は西がわが仏堂であり、あるいは馬寺と隣接している可能性が高い。なお、3行めに見える「四年營種」の「四年」とは、大曆四年をさすかもしれない。租価は麦と粟であるように、後払いであったようである。また「掣□……□麦粟直」という差押文言と思われる一文が見えている。また、国家への負担はすべて租佃人がわにあったようである。地主優位な契約であると思われる。これに対して、ナは鄧光實がこの寺田の耕作をやめて、別人に転租（又貸し）しようとしたものである。

ナ 唐鄧光實転租田畝契

1 □ 畝 東道 西佛堂 南壕 北道

2 □ 日、客鄧光實先於馬

3 □ 種不辨、今転租与

4 □ 依元契□壹

5 □ 田税並佃人知。

6 □ 渠百役寺家知。

7 〓 仰時_レ依

8 〓 身家具將

9 〓 或汙文〓依^(?)

10 〓 經如佃種

11 〓 与宮種。恐人

12 〓 指為驗。

鄧光實が転租しようとした理由は「(佃)種不辨」とあるのみで明らかではない。この契約文書で明らかになったのは、鄧光實が「客」であったことである。ここでは、「田税並個人知」とあるように、土地税については租佃人が、「(租)渠百役寺家知」とあるように、(租)渠百役は馬寺が負担するという内容であり、トとはいささか異なっている。

以上、馬寺の租佃契を簡単にながめてきたが、租佃後払い・差押文言が付されている場合が多いことなどから判断して、これらについてはどちらかといえば地主である馬寺優位の形態のものであったと理解されよう。

3 出租の理由

ところで、先に述べたように、馬寺は、「空荒」とされた部分を除いて、自己の保有する寺田をすべて小作に出しており(出租しており)、このことから大暦六年の時点で馬寺は農業生産にかかわる労働力を保有していなかったのではないかと指摘した。ここではこの点について検討しておきたい。まず次の史料から見ていきたい。

二 唐馬寺尼訴令狐虔感積欠地子辞稿

1 柳中縣百姓令狐虔感 負二年地子膏麦一石六斗
六斗。住在高寧城。 〓 (三年地子一石)

2 〓 右件常住地在高寧城、被上件人每常強力遮護佃^(?)

3 種、皆欠三年二年子、不与地子。常住無人、尼復□□

4 弊。其人倚老縱、往人往徵、又被□□

5 打。尼女人不□□

〔後 缺〕

これは高寧城に保有する馬寺の常田の租価（おそらく大曆二年・三年分Ⅱ七六七年・七六八年）の取り立てが不首尾なため、柳中県の百姓・令狐虔感を訴えようとした訴状の草稿と考えられる。ここに記された「常住、人無し」の語からも察せられるように、大曆年間の馬寺には、おそらく常住の労働力は存在しなかったものと推測される。その理由に触れて、姜伯勤氏は、宝応元年（七六二年）五月の節度使衙榜西州文によって、寺院・道観はその所有する隷属民を解放し良民にせざるをえなくなったため、寺院や道観には労働力が存在しなくなったからであるという⁽¹¹⁾。その榜文は次のとおりである⁽¹²⁾。

唐宝応元年（七六二年）五月節度使衙榜西州文

1 使衙

榜西州

2 諸寺觀應割附充百姓等

3 右件人等久在寺觀驅馳、矜其勤勞日久、遂与僧道

4 商度、並放從良、充此百姓。割隸之日、一房盡來、不能有媿

5 於僧徒。更乃無厭至甚、近日仮託、妄有追呼。若信此流、

6 擾乱頗甚。今日以後、更有此色者、当便決然。仍仰所由

7 分明曉諭、無使踵前、牒西州及西海縣。

8 以前件状如前

9 建午月四日

(七三TAM五〇九：八／二六(a))、『文書』第九冊、一二六～七頁)

この中に「久しく寺觀に在って驅馳せられ、その勤勞日に久しきを矜れみ、遂に僧・道と商度(はか)り、並びに放ちて良に従」わせたとあり、姜氏は、この伊・西・庭州節度使楊志烈の名で出された榜文を根拠に、西州及び西海県の寺院や道觀の隸屬民(奴婢)は解放されて編戸の民(良民)とされたとする。なお「近日仮託して、妄に追呼する有り」と述べられているように、この榜文が主張する点は、僧侶や道士たちの中には解放した隸屬民を再び寺院や道觀に呼び戻して使役する場合も存在したようで、それを嚴禁することが目的であったと理解される。このような解放した隸屬民を再度呼び戻し使役した例は、たとえば、

唐庭州西海縣橫管狀為七德寺僧妄理人事

1 西海縣橫管 狀上

2 本縣百姓故竹伯良妻竹慈心 妄理人西州七德寺僧惠寬 法允

〔後 缺 〕

(七三TAM五一〇：〇三、『文書』第九冊、一五二頁)

という文書からもうかがわれる。ここには、七德寺の僧の惠寬と法允が、解放した隸屬民と思しき竹慈心をその後「妄りに理めた人」として官府によって処置されたことが示されている。おそらくは、このような事例がほかにも存在したため、先の榜文が出されるようになったのであろう。なお榜文に「隸を割くの日、一房盡く来たり」と記されているように、これら隸屬民は家を成して寺院等に常住していたと考えられる。さらに姜氏は、馬寺文書に奴婢や家人などの隸屬民が現れないことから、この時期、西州では寺院隸屬の労働力が存在しなくなり、その結果、馬寺のように保有する耕地を小作に出さざるを得なくなったものと理解している。すなわち、寺院による隸屬民の「放良」は、隸屬民を使役する經營にとってかわって租佃(小

作)關係を促し、他方、地主としての寺院は労働力を失い大打撃を受けたと述べる。馬寺の場合も、自作のための労働力を保有していないため、その寺田については、「空荒」の常田・部田を除き、残りの常田のすべてを小作に出さざるをえなかったとの見解を示している。ところで、姜氏のいうように、寺院が農業生産のための労働力を全く保有しない、もしくは確保しえない状況—すなわち馬寺のような状況は、当時の西州の寺院において普遍的に見られたのであろうか。姜氏は、これを普遍的な状況であったかのように見なしておられるようであるが、奴婢や家人のような隷属民であるかは詳らかではないが、寺院や僧侶が農業生産のための労働力を保有していた、もしくは確保しえたと思しき傍証は存在する。たとえば、先に引用した馬寺にかかわるソの文書(榜文よりも後の大曆六年の文書)の8行めに小作人として「崇福寺」の名が見えている。「崇福寺」の名は、これ以外にもキの唐馬寺田畝帳に、

5 十八日崇福寺入石宕渠

とあり、また、この唐佃人入租帳(一)にも、

1 (石宕) 渠佃人崇福寺

とあり、馬寺の耕地を一定の期間租佃していたようである。崇福寺が租佃している常田で知り得るものは、石宕渠にわずか一畝百歩という程度で決して広くはないが、この耕地を崇福寺ではどのように耕作していたのであろうか。崇福寺の僧侶自身が耕作していた可能性は極めて小さいであろうから、あるいはさらに出租していたのであろうか。ただし、このような場合、通常は寺院の保有している(あるいは確保しうる)労働力で耕作するのが一般的であったろう。その場合、先のような榜文が出されているからには、必ずしも奴婢のような隷属民というわけにはいかないであろう。あるいは崇福寺の影響下にある良民(農民)の雇傭労働ということにでもなるうか。くわえて又の唐大曆四年(七六九年)後馬寺常住田改租別人状にも、

1 馬寺 状上

2 当寺常住分地一畝半、在高寧城。

3 右件地大曆四年租与高寧城

4 左寺僧□□佃、其地子麦粟

5 並徵不□、今改租与別人□□

6 □□不聽改□□

〔後 缺〕

とあり、馬寺が高寧城に保有する常田一畝半を、この地にある左寺の僧某が租佃していたことが知られる。ただし、右の場合、大曆四年分の小作料が未払いのため別人に改めて租佃させたいとの内容である。これも、左寺の僧自らが耕作していたとは考えがたいから、誰か別の人間に委ねていたことは確かであろう。おそらくは崇福寺の場合と同様に、左寺もしくはこの僧の保有する（あるいは確保しうる）労働力で耕作していたに相違ないであろう。崇福寺の場合も、左寺の僧の場合も、馬寺の常田を租佃する折の具体的な労働力については推測に過ぎないけれども、いずれにせよ耕作するに必要な労働力を編成できたことに相違ないであろう。したがって、ここでは姜氏がいうように、かの榜文が出されて以後においても、寺院が必要とする農業生産のための労働力の編成が寺院がわで必ずしも不可能になったのではないことを確認しておきたい。なお、二・ヌの内容と先に引用したソの大曆六年文書との比較からいえば、大曆二〜四年から数年の間で馬寺は高寧城に保有する常田の経営を放棄してしまったことになろう。それを姜氏のいうように小作人による抗租の結果とみなせるかどうかについては、二・ヌ以外の同時期の他の事例をもふまえたうえで、あらためて考えてみなければならぬ。

五 むすびにかえて―馬寺の消費経済の一面―

先にとりあげた大曆六年における一年半の馬寺の租佃収入は、青麦五石九斗・粟十二石五斗・床一石一斗の合計十九石五斗

であつた⁽¹³⁾。これらの収入のみで馬寺およびそこに常住する尼たちの生計が維持されていたとは到底考えがたい。ちなみに、麴氏高昌国時代末期と思われる某寺の穀物支出帳に見られる僧や沙弥の月ごとの穀物消費量（ただしその個別の用途は詳らかではない）は、多いときで麦・床・粟をおよそ二石七斗、少ないときでおよそ一石九斗であり（いずれも高昌斛斗⁽¹⁴⁾）、大暦六年の租佃収入のみでは単純に計算しても一年間の一人分の消費量にも及ばない。したがって、おそらく食糧を含む必要な物資は、別途、俗人からの布施などがあつて、それらによってまかなわれていたものと推測される。なお、野菜類については、チ・ツの租菜園契に示されているように、基本的には租佃人から納入される野菜類でまかなわれていたと考えられる。

それでは、馬寺の穀物支出の一端をシの唐出納糧物帳によって概観してみたい。

シ 唐出納糧物帳

〔前 缺〕

- 1 □ 貳碩小麦出糶錢用沽油 夜食□□用
七月十五日
- 2 □ 麦^(?)
- 3 □ 碩伍斛小麦出糶⊗⊗⊗
- 4 □ 入錢二千八百文買葱子^(葱)

園内種念一畦

- 5 □ 交斫地并充糧食
- 6 □ 壹碩床出糶□入錢
- 7 □ 石大瓮一口〔下残〕
- 8 □ 碩□肆壹拾^(合)
- 9 □ 壹拾碩柒斛青^(麦)

10 壹碩肆斗小麦〔下残〕

11 壹拾伍碩柒斗粟〔下残〕

12 壹拾碩

〔後 缺〕

右から明らかなように、馬寺では小麦・床・粟などの穀物を出糶（売りに出す）して、銭を入手し、それから後に必要とする物資を購入していたようである。ここからは小麦を売って油を買ったり、あるいは菜園用の葱の種子を買ったり、大釜（口の大きなかめ）を買うなど、寺院の日常生活にかかわるひとこまをかいま見ることができ。くわえてこのような穀物の売却と物資の購入を尼たちが自ら担当していたとは考えがたいから、寺院にかかわる様々な俗人たちの手を介在させていたであろうことはまちがいないであろう。また、少なくとも9行め以降には、十石七斗の青麦、一石四斗の小麦、十五石七斗の粟、一〇石の床（？）などに見えており、大暦六年の租佃収入以上の量の穀物が記録されている点に注意を喚起したい。これは、先に推測したように、租佃以外の穀物収入があったことを伺わせるに足る傍証となろう。くわえて、上元二年（七六一年）に馬寺は五歳の黒犍牛一頭を西州の市で焉耆の行客から購入している。それを記したノの唐上元二年馬寺尼法（慈）買牛契の末尾に、「扶車人 辛□年卅 牛主 姚令奇年□□」とあるのをふまえると、この牛は車を牽くために利用されたものであろう。かかる目的で牛を購入し飼養していたとすれば、その飼料も必要とされたであろうし、飼育を担当する人や牛を使って車を牽く人も必要とされたであろう。かくて「常住、人無し」とはいいながらも、尼のみからなる馬寺は決して社会から孤立していた訳ではなく、寺田の経営以外では、おそらくは雇傭労働を含めた種々の形態での労働力編成がなされていたであろうことは想像するに難くないのである。寺院にかかわる労働力がいわゆる隷属民ばかりでなかったことは明らかであるが、先に紹介した榜文をふまえれば、隷属民依存の可能性はこの時期、次第に小さいものになっていったであろう。

右にみてきた馬寺の事例が、八世紀後半の西州の寺院における一般的な現象であるか否かは、さらに事例研究を積み重ねる

必要がある。小稿はそのための端緒にほかならない。

〔参考文献〕

(日文)

- 1 池田 温「中国古代の租田契(下)」(『東洋文化研究所紀要』一一七、一九九二年)
- 2 小田義久「西州仏寺考」(『龍谷大学論集』四三三、一九八九年)
- 3 白須淨眞「高昌門閥社会の研究―張氏を通じてみたその構造の一端―」(『史学雑誌』八八一、一九七九年)
- 4 同「トゥルフアン古墳群の編年とトゥルフアン支配者層の編年―魏氏高昌国の支配者層と西州の支配者層―」(『東方学』八四、一九九二年)
- 5 拙稿「使人と作人―魏氏高昌国時代の寺院・僧尼の隷属民―」(『駿台史学』七八、一九九〇年)
- 6 同「吐魯番出土文書に見える仏教寺院名について―吐魯番出土文書研究ノート(1)―」(『東京学芸大学附属高等学校大泉校舎研究紀要』第一五集、一九九〇年)

(中文)

- 7 王 素「高昌至西州寺院三綱制度的演变」(『敦煌学輯刊』一九八五―二)
- 8 姜伯勤「唐西州寺院家人奴婢的放良」(『中国古代史論叢』第三輯、一九八二年。何茲全主編『五十年來漢唐仏教寺院經濟研究(一九三四―一九八四)』、北京師範大学出版社、一九八六年、再録)
- 9 同「唐五代敦煌寺戶制度」(中華書局、一九八七年)
- 10 新疆維吾爾自治區博物館・西北大學歷史系考古專業「一九七三年吐魯番阿斯塔那古墳群發掘簡報」(『文物』一九七五―七)
- 11 張 弓「唐代寺院奴婢階層略説」(『社会科学戰綫』一九八六―三)
- 12 唐長孺「新出吐魯番文書簡介」(『東方學報』五四、一九八二年。『山居存稿』、中華書局、一九八九年、再録。なお、池田温「中国における吐魯番文書整理研究の進展―唐長孺教授講演の紹介を中心に―」、『史学雑誌』九一―三、一九八二年は、その和訳である。
- 13 同「唐肅代期間的伊西北庭節度使及留後」(『中国史研究』一九八〇―三。『山居存稿』、中華書局、一九八九年、再録。)

注

- (1) 文献10にアスターナ五〇六号墓の簡潔な発掘報告がある。
- (2) 文献3・4の白須氏論文を参照されたい。
- (3) 文献10に簡単な所在を示す地図があり、それから判断した。
- (4) 吐魯番出土文書を利用した唐代の西州の仏教寺院の概要については、文献2小田氏論文を参照。
- (5) 麴氏高昌国時代の寺院名については、さしあたり文献6の拙稿を参照されたい。
- (6) 西州の寺院の三綱制度については、文献7の王氏論文を参照されたい。
- (7) ソが馬寺の文書であることについて指摘し紹介されたのは、文献12の唐氏論文（及び池田氏訳）である。小稿を成すにあたり参考にしたところが多い。
- (8) 文献1の池田氏論文に和訳がある。ただし、池田氏のこの研究は、『文書』第十冊の刊行以前に発表されたものである。なお、池田氏も紹介されているように、このように相互に租佃する例は、『文書』第十冊（三〇三〜四頁）にもう一例収録されている。唐張小承与某人互佃田地契（七三TAM五〇六：〇四／一六（a））がそれである。私見では、耕地の所在地などから見て、あるいはこれも馬寺に係するかもしれないと考えている。
- (9) 居住地から遠方に授田していると推察される事例は、たとえば唐西州高昌県授田簿（六五TAM四二：五四、八七・五五、五六、六一・五七〜六〇など、『文書』第六冊、二四三〜六九頁）などからもうかがえる。これによれば、高昌県城から東へ二〇〜三〇里も離れた酒泉城や高寧城の渠に所属する耕地を授田していたことが知られる。居住地から離れているこれらの耕地が実際にどのように利用されていたかは、この地域の租佃関係の普及の理由とも相俟って重要な問題である。
- (10) チの租佃契については、文献1の池田氏論文に和訳がある。契文の右傍に（ ）で補った箇所多くは、池田氏の所説によったが、独自に補った部分もある。
- (11) 文献8・9の姜氏論文を参照されたい。なお文献11の張氏論文もこの榜文について言及している。
- (12) 榜文について最初に整理されたのは、文献13の唐氏論文である。
- (13) なおソの4〜9行目めの租佃の内訳および合計は、この数値どおりであるが、14行めに記された内訳では穀物の種類を青麦と粟のみ表示しており、床は粟の中に合算されているようである。ちなみに租佃の合計から15〜18行めの破用（消費）部分を除いた数値は、19行めの現存する穀物の量とされる数値とは一致しない。
- (14) さしあたり文献5の拙稿を参照されたい。